

○報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン 新旧対照表

新	旧												
<p>5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致に関するルール</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">図表 5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致に関するルール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>ケース</th> <th>ルール(上段)及び例外(下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け</td> <td> <p>ラベルの上書きは、限定的な例外を除き不可とします。原則として、表示科目とラベルとは、一致するようにします。</p> <p>表示科目と要素概念との一致を前提に、次の例外においてはラベルの上書きを認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。IFRSに係る要素の概念については、IFRSタクソノミを参照。また、表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては不一致を認めます。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、<u>財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)	2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	<p>ラベルの上書きは、限定的な例外を除き不可とします。原則として、表示科目とラベルとは、一致するようにします。</p> <p>表示科目と要素概念との一致を前提に、次の例外においてはラベルの上書きを認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。IFRSに係る要素の概念については、IFRSタクソノミを参照。また、表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては不一致を認めます。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、<u>財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。</u> 	<p>5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致に関するルール</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">図表 5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致に関するルール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>ケース</th> <th>ルール(上段)及び例外(下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け</td> <td> <p>ラベルの上書きは、限定的な例外を除き不可とします。原則として、表示科目とラベルとは、一致するようにします。</p> <p>表示科目と要素概念との一致を前提に、次の例外においてはラベルの上書きを認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。IFRSに係る要素の概念については、IFRSタクソノミを参照。また、表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては不一致を認めます。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 </td> </tr> </tbody> </table>	No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)	2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	<p>ラベルの上書きは、限定的な例外を除き不可とします。原則として、表示科目とラベルとは、一致するようにします。</p> <p>表示科目と要素概念との一致を前提に、次の例外においてはラベルの上書きを認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。IFRSに係る要素の概念については、IFRSタクソノミを参照。また、表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては不一致を認めます。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。
No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)											
2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	<p>ラベルの上書きは、限定的な例外を除き不可とします。原則として、表示科目とラベルとは、一致するようにします。</p> <p>表示科目と要素概念との一致を前提に、次の例外においてはラベルの上書きを認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。IFRSに係る要素の概念については、IFRSタクソノミを参照。また、表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては不一致を認めます。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、<u>財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。</u> 											
No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)											
2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	<p>ラベルの上書きは、限定的な例外を除き不可とします。原則として、表示科目とラベルとは、一致するようにします。</p> <p>表示科目と要素概念との一致を前提に、次の例外においてはラベルの上書きを認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。IFRSに係る要素の概念については、IFRSタクソノミを参照。また、表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては不一致を認めます。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 											